

太尾公園運動施設(グラウンド及びテニスコート) の使用再開について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、発令されていた緊急事態宣言が5月25日(月)全面解除されました。表記の運動施設についても6月1日(月)から使用再開しますのでお知らせします。なお、公園運動施設などの利用にあたっては、次の一般的な感染防止対策等を守ってください。

- 1、 体調が良くない場合などの利用自粛
- 2、 マスクの原則着用(特に受付窓口での鍵の授受時の着用)
- 3、 手洗いの徹底(屋内施設については、手指消毒の実施)
- 4、 他の利用者との一定以上の距離の確保
- 5、 密接、密集、密閉の回避
- 6、 **利用当日の参加者名簿(氏名・電話番号またはメールアドレス等、
応援者も含む)の作成と1ヶ月程度当該団体で保管。**

また、手洗い用石けん及び消毒液は、利用者でご用意ください。

やむを得ず、再度使用を中止する場合は、太尾公園掲示板などに掲出します。

太尾公園管理運営委員会
会長 飯山 精三
横浜市港北区港北土木事務所
TEL 045(531)7361